

第24回期 第35回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和5年5月18日(木) 午後1時45分から午後2時15分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

会 長	10番	江田 久男
会長職務代理者	9番	八旗 正紀
委 員	1番	小針 充則
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	関根 辰三
同	5番	佐川 健二
同	6番	小室 勝弘
同	7番	薄井 良男
同	8番	鈴木 勝志

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 善一
同 (里白石・福貴作)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	小針 弘之
同 (大草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	白川 清一
同 (小貫・太田輪)	近藤 近
同 (山白石)	生田目重好
同 (〃)	鈴木 輝雄
同 (染)	岡部 多重
同 (中根松)	市川 喜一

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

5 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 克幸

主 事 鈴木 勇太

6 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。</p> <p>それでは、会長より開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会長	<p>城山よりの眺望、田んぼに水が入っている水鏡の今の季節、最高な眺めです。昨日に続き、今日も真夏日に近い気温の上昇になるようで、熱中症に注意しなければならぬような陽気です。体調を崩さないように注意していただきたいとおもいます。田植えも町内においては、植え付けもほぼ、済んできているように思われます。水不足の心配もありましたが、順調に作業が進みました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症も感染症法の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ5類へ移行し、マスク着用も個人や事業者の判断に委ねられました。委員の活動にも影響があると思われませんが、マスクを着用し委員活動には十分に気を付けていただきたいと思います。委員としての活動も残り2カ月となってきました。残された委員活動もしっかりと努めていきたいと思えます。</p> <p>本日の提出される議案は3件です。皆さまには慎重かつ円滑な審議を賜りますよう宜しくお願い申し上げ、あいさつといたします。</p>
会長	<p>本日の出席委員は10名中9名です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第35回浅川町農業委員会総会は成立しました。</p> <p>なお、推進委員の出席は11名中9名です。</p> <p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。</p> <p>浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会長	<p>異議なしと認め、2番、酒井秀忠委員、3番、鈴木政吉委員を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。</p> <p>それでは、議事日程第3、議案第71号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会長	<p>議案第71号①について、小貫・太田輪地区推進委員の近藤近委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
石塚委員	<p>はい。小貫・太田輪地区担当の推進委員、近藤近です。</p> <p>議案第71号、農地法第3条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*****さん、譲受人、***** *****さん、以下記載のとおりです。5月12日、午前6時より</p>

	<p>地区副担当の薄井良男委員及び譲渡人、譲受人、立会いのもと現地にて調査してまいりました。****さんと****さんは親子関係でありまして、申請の理由は次のとおりです。*さんの長男が亡くなられ、一人で農地の管理は難しいということで、次男の**さんに土地を引き渡し、耕作してもらいたいということです。</p> <p>農地法第3条第2項の1号から7号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、親子間での所有権移転となり、移転の理由について、令和5年4月に所有者の息子で譲受人の兄が亡くなり、農業後継者がいなくなることが明白となったため、農業経営の若返りを図るため、近隣に住む譲受人である息子さんへ経営主体を変更するものです。</p> <p>譲受人については、これまで農業経営を手伝っており、経営主体変更後も耕作する旨の営農計画書も提出されています。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第71号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第71号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第71号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>次に、議案第72号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読、及び説明を求めます。</p>
事務局長	【議案朗読】
会 長	この集積計画に対して浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の意見を求めます。
石塚委員	浅川・滝輪地区推進委員の石塚です。

<p>会 長</p>	<p>事務局より説明がありましたとおり、*****さんにつきましては、認定農業者で水稻及び畜産を営む専業農家であります。</p> <p>*****さんの現在の農業経営状況からみて農業経営基盤強化促進法第18条3項5号の要件を満たしていると思われる今回の集積計画には何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p> <p>事務局の説明及び地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第72号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第72号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第72号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①については決定いたします。</p> <p>次に、同じく議案第72号、農業経営基盤強化促進法第18条の議案に移りますが、その前に議案第72号②、③はそれぞれ関連がありますので一括して審議したいと思いますと思いますがご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>議なしと認め、議案第72号②、③は一括審議とします。</p> <p>それでは、議案第72号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読、及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p> <p>事務局より説明いたします。</p> <p>今回の利用権設定に至った経緯ですが、設定人である*****さん、*****さんから申請地を貸していた方がけがにより耕作することが困難となったため、新たに耕作してくれる方のあっせん相談が農業委員会にあり、被設定人である*****さんに相談し、利用権を結ぶことになりました。</p> <p>*****さんについては、平成30年6月に青年等就農計画の認定を受け、町の認定新規就農者となっております。主に水稻及び露地野菜を行っており、水稻については10haを超える面積を経営しております。また今回の申請地については、一か所に固まっており、農地等の利用の最適化の推進に向けた、担い手への集積・集約化となる利用権設定と考えられます。</p> <p>以上のことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件はいずれも満た</p>

<p>会 長</p>	<p>していると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
<p>我妻委員</p>	<p>この集積計画に対して里白石・福貴作地区推進委員、我妻秀雄委員の意見を求めます。</p> <p>里白石・福貴作地区推進委員の我妻秀雄です。</p> <p>ただいまの集積計画②、③につきまして、意見を申し上げます。利用権設定をもとめる****さんは、事務局の説明でもありましたとおり、平成30年度より新規就農者として農業に従事しております。この経営状況からみて今回の集積計画は何ら問題ないものと思われますのでご審議の程よろしくお願ひします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。議案第72号②、③について、質疑ございませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第72号、農業経営基盤強化促進法第18条②、③について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>《挙手全員》</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第72号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画②、③については決定いたします。</p> <p>次に、議案第73号、青年等就農計画の認定に係る意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読、説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p> <p>説明いたします。</p> <p>今回の案件は、青年等就農計画の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。</p> <p>認定においては、農協、普及所などの関係機関で構成された審議会において審議することとなっておりますが、迅速な認定のため文書での意見を求められたことにより議案にかけ意見決定をするものです。計画の認定にあたっては、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。</p> <p>今回の認定申請者の****さん、****さんは夫婦関係にあります。</p> <p>****さんは、***の認定農業者であります****さんの息子さんであります。今回、**さん、**さんは新規就農者として経営発展支援事業補助金及び農業次世代人材投資資金を受けることを希望されており認定申請が出されているものです。</p>

	<p>皆さまのお手元に計画書の写しを配布しておりますが、中身を見ますと農業経営開始日は令和5年12月1日を予定しており、親の農業経営全体を継承し、親の農業経営とは別に新たな分門を開始することとされており、営農類型は肉用牛、水稻、果樹となっております。構想に沿った計画であるかですが、青年等の新規就農者の5年後の目標が構想にある年間農業所得額210万円及び年間労働時間1,900時間程度とされた内容を超える形での計画となっております。</p> <p>浅川町農業委員会として、****さん、****さんの就農計画が基本的な構想に沿ったものであると認め、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。</p> <p>なお、計画書の写しについては個人情報の関係上、回収させていただきますので、審議終了後は机上に残してお帰りいただきますようお願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局より議案の朗読及び説明が終わりました。本申請人は***の方となりますが、山白石地区推進委員、鈴木輝雄委員の方でご意見ありましたら発言願います。</p>
鈴木委員	<p>はい。山白石地区担当推進委員の鈴木輝雄です。</p> <p>ただいまの計画の認定について、意見を申し上げます。</p> <p>集落農業の担い手が増え、当地区においても価値あることと思っておりますので、特に異議ございません。以上です。</p>
会 長	<p>議案第73号について質疑を許します。</p> <p>議案第73号について、質疑ございませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第73号の認定について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>《挙手全員》</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第73号、青年等就農計画の認定に係る意見決定については異議なしと意見決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p> <p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p> <p>《異議なしの声》</p>
事務局長	<p>次回総会は6月15日（木）午後1時30分予定です。</p> <p>総会終了後、第一回関係団体との連携会議の開催を予定しております。おおよそ、午後2時半から開始予定です。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして第35回浅川町農業委員会総会を閉会いたしま</p>

事務局長	す。 ご起立願います。礼。ご苦労様でした。
------	--------------------------

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)